

**平成31年度国民健康保険税率等
及び多子世帯に対する国民健康保
険税の減免について（答申）**

平成31年1月31日

武蔵村山市国民健康保険運営協議会



目次

はじめに	1
国保事業費納付金の算定結果等の分析	2
1 平成31年度国保事業費納付金の算定結果	2
2 標準保険税率の算定結果	2
3 一人当たり保険税額の比較	2
(1) 本市の状況	2
(2) 多摩26市平均	2
4 国民健康保険被保険者の状況	3
5 平成30年度国民健康保険税率等の状況	3
6 応能・応益割合の設定方法	4
7 平成29年度決算における法定外繰入金状況	4
平成31年度国民健康保険税率等について	5
1 平成31年度国民健康保険税率等における考え方	5
2 平成31年度国民健康保険税率等	5
(1) 基礎（医療）分	5
(2) 後期支援金分	5
(3) 介護納付金分	5
(4) 平成31年度税制改正大綱に伴う対応	6
多子世帯に対する国民健康保険税の減免について	7
1 多子世帯に対する国民健康保険税の減免における考え方	7
2 多子世帯に対する国民健康保険税の減免の法的課題	7
3 多子世帯に対する国民健康保険税の減免制度導入方法	7
おわりに	8



はじめに

本協議会は、市長から諮問があった「平成31年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」（平成30年11月28日付武発第1523号）を、計3回にわたって調査・検討した。

十分に審議を行った結果、平成31年度に改定すべき国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

国保事業費納付金の算定結果等の分析

本協議会では、平成31年度に東京都に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）及び国保事業費納付金を支払うために必要な標準保険税率の算定結果並びに本市の国民健康保険事業の状況等を分析し、平成31年度の税率等について検討した。

1 平成31年度国保事業費納付金の算定結果

課税項目	国保事業費納付金 (激変緩和措置前)	激変緩和措置額 及び都財政支援	年度間調整額	国保事業費納付金 (激変緩和措置後)
基礎（医療）分	1,633,559,440円	2,852,858円	△7,003,197円	1,623,703,385円
後期支援金分	478,776,054円	2,046,554円	△19,399円	476,710,101円
介護納付金分	172,300,407円	684,071円	△13,539円	171,602,797円
合計	2,284,635,901円	5,583,483円	△7,036,135円	2,272,016,283円

2 標準保険税率の算定結果

課税項目	標準保険税率		本市税率 (平成30年度)	
	所得割	均等割	所得割	均等割
基礎（医療）分	7.02%	40,588円	5.35%	28,700円
後期支援金分	2.17%	12,445円	1.68%	11,200円
介護納付金分	1.74%	12,933円	1.60%	14,600円

3 一人当たり保険税額の比較

(1) 本市の状況

平成31年度確定 係数に基づく保険 税額(A)	平成30年度確定 係数に基づく保険 税額(B)	増減率① (A)／(B)	平成30年度当初 賦課時の保険税額 (C)	増減率② (A)／(C)
※128,353円	133,176円	△3.62%	85,953円	49.33%

※多摩26市中、高い順から24位となっている。

(2) 多摩26市平均

平成31年度確定 係数に基づく保険 税額(A)	平成30年度確定 係数に基づく保険 税額(B)	増減率① (A)／(B)	平成30年度当初 賦課時の保険税額 (C)	増減率② (A)／(C)
141,924円	139,775円	1.54%	89,454円	58.66%

上記の結果から、本市においては、特に基礎（医療）分について、東京都が算定した標準保険税率と大幅にかい離しており、納付金を賄うために必要な保険税を賦課できていない状況にある。また、一方で介護納付金分の均等割については、納付金を賄うために必要な保険税を超えて賦課している状況にあると言える。

4 国民健康保険被保険者の状況

本市における国民健康保険被保険者の状況は以下のとおりである。

項目	平成28年度	多摩26市平均	順位 ^{※1}
前期高齢者の加入割合	37.2%	38.9%	15位
一人当たり医療費	320,592円	322,745円	15位
一人当たり保険税 ^{※2}	75,178円	85,853円	25位

※1 順位は、多摩26市で数値が高い順に並べたもの。

※2 一人当たり保険税は、国民健康保険事業年報に基づく統計であり、介護納付金分を除いたもの。

前期高齢者の加入割合が高く、一人当たり医療費が高くなっている反面、一人当たり保険税は低い状況となっており、いわゆる構造的な問題を抱えている状況にある。

5 平成30年度国民健康保険税率等の状況

課税項目	種別	多摩26市平均	本市	備考
基礎（医療）分	所得割	5.24%	5.35%	課税限度額 58万円 本市限度額 58万円 限度額到達 17市
	均等割	27,020円	28,700円	
	平等割	10,800円（1市）	—	
後期支援金分	所得割	1.77%	1.68%	課税限度額 19万円 本市限度額 19万円 限度額到達 24市
	均等割	10,209円	11,200円	
介護納付金分	所得割	1.63%	1.60%	課税限度額 16万円 本市限度額 16万円 限度額到達 26市
	均等割	12,644円	14,600円	

本市の税率等の状況は、平成29年度に平成30年度の国民健康保険制度改革の影響等を考慮し、本協議会が答申した内容を基に平成30年度に改定し、多摩26市平均と大きな差が生じているとは言えない水準になっている。なお、賦課方式については、平成30年度に本市を含む8市が平等割を廃止し、所得割及び均等割を用いた2方式課税の動きが展開されている。

6 応能・応益割合の設定方法

従前地方税法に規定されていた応能・応益割合 50 : 50 の考え方は、平成 30 年度から廃止となった。

東京都においては、都全体で必要な納付金総額を、全国平均と比較した場合の都の所得係数に応じて配分し、都全体の応能・応益割合を算定している。

また、平成 29 年 1 2 月に策定された東京都国民健康保険運営方針においても各区市町村における標準保険税率を算定する際に、都の所得係数を反映した上で、各区市町村の所得水準に応じて標準的な応能・応益割合を算定することとしている。

【参考 1】本市の平成 30 年度当初賦課時点における応能・応益割合

課 税 項 目	応能割 (所得割)	応益割 (均等割)	割 合
基礎（医療）分	56.8	43.2	57 : 43
後期支援金分	51.4	48.6	51 : 49
介護納付金分	52.3	47.7	52 : 48

【参考 2】本市の所得水準に基づく標準的な応能・応益割合

課 税 項 目	応能割 (所得割)	応益割 (均等割)	割 合
基礎（医療）分	51.9	48.1	52 : 48
後期支援金分	52.2	47.8	52 : 48
介護納付金分	54.9	45.1	55 : 45

7 平成 29 年度決算における法定外繰入金の状況

	法定外繰入金	被保険者一人当たり額	順位
本市	587,179,068 円	30,061 円	16 位
26 市平均	—	30,805 円	—

法定外繰入金については、多摩 26 市での比較では、平均的な順位となっており、被保険者一人当たり額についても平均的な状況となっている。

平成31年度国民健康保険税率等について

1 平成31年度国民健康保険税率等における考え方

国保事業費納付金の算定結果等について分析を行ったところ、本市においては、主に被保険者数の減少や診療報酬等の見直しにより、国保事業費納付金については比較的抑えられた算定結果になっている。

しかし、市全体としての財政状況は非常に厳しい状況にあり、依然として高い法定外繰入金に依存している現在の国民健康保険財政の状況は、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策への影響等から、改善していく必要がある。

また、平成29年度に策定した「国保財政健全化計画」により、計画的に法定外繰入金を削減・解消するため、計画的な税率等の改定を行う必要がある。

なお、税率等の改定の際には、低所得者層への影響に十分配慮したものとする必要がある。

2 平成31年度国民健康保険税率等

上記の考え方に基づき、税率改定案について数パターンの試算を行い、個別のモデルケースの税額の影響、法定外繰入金の見込み等について検討を行った結果、改定税率等については、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 基礎（医療）分

項目	現状	改定案	比較
所得割	5.35%	5.53%	0.18%
均等割	28,700円	31,000円	2,300円
課税限度額	580,000円	580,000円	増減なし
応能・応益割合	58：42	57：43	△1：1

基礎（医療）分については、法定外繰入金を削減するため、所得割の率及び均等割の額の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく応能・応益割合を基本とすべきと考えるが、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

(2) 後期支援金分

後期支援金分については、所得水準に基づく応能・応益割合に近い数値となっており、国保事業費納付金の算定結果から、平成31年度は据え置くこととする。

(3) 介護納付金分

項目	現状	改定案	比較
所得割	1.60%	1.60%	増減なし
均等割	14,600円	12,900円	△1,700円
課税限度額	160,000円	160,000円	増減なし
応能・応益割合	54：46	57：43	3：△3

介護納付金分については、本市の均等割額が標準保険税率よりも多く賦課している状況にあるため、均等割の額の減改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく応能・応益割合を基本とすべきと考えるが、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

上記の基礎(医療)分の増改定及び介護納付金分の減改定により、全体として2.79%程度の調定額の増改定を行い、法定外繰入金を約52,000,000円削減する見込みとする。

(4) 平成31年度税制改正大綱に伴う対応

現在、平成31年度税制改正大綱において、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の拡充及び基礎(医療)分の課税限度額の増額改正がされる旨示されている。

本市においては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の拡充については、被保険者の負担の軽減に直結するものであり、これまでも、税制改正大綱を受けた関連法令の改正がされ次第直ちに条例改正を行っているため、今回も同様の対応とされたい。

また、課税限度額については、現時点では、関連法令の改正が行われていないため、現行の課税限度額での答申内容とするが、課税限度額の増額改正がされた際には、直ちに同様の改正を行い、課税限度額の引上げによる課税増額分については、基礎(医療)分の所得割の率を以下のとおり引下げ、中間所得者層の負担軽減を図ることが適当である。

項目	現状	答申改定案①	課税限度額改正後②	①及び②の比較
基礎(医療)分	5.35%	5.53%	5.51%	△0.02%

なお、今後、国においては被用者保険とのバランスを考慮し、段階的に課税限度額を上げていく方針が示されており、本市においても、課税限度額どおりの改正を直ちに行うことにより、所得に応じた負担の公平性を確保することが望ましい。

多子世帯に対する国民健康保険税の減免について

1 多子世帯に対する国民健康保険税の減免における考え方

多子世帯に対する国民健康保険税について分析を行ったところ、平成28年度から毎年国民健康保険税率の改定の影響等により、本市においては、均等割額を見直していることなどから、多子世帯において国民健康保険税が経済的な負担となっている。

また、平成28年度に本協議会において、多子世帯への国民健康保険税の軽減制度の導入について検討した経緯があるも、法的課題などから導入については、国の責任において法整備を図る必要があり、国が法整備をした際に再度検討することとした。

しかし、平成30年度から国民健康保険税の賦課方式を4方式から2方式に変更したことにより、多子世帯への経済的負担が重くなっていることから、平成31年度から多子世帯への経済的な負担の軽減策を講じることが望ましい。

2 多子世帯に対する国民健康保険税の減免の法的課題

国民健康保険税は地方税法第703条の4の規定に基づき、賦課及び徴収することが法律で定められており、また、同法同条第9項の規定により、国民健康保険税の均等割額については、均等割額の総額に被保険者数を按分して算定することとされ、大人・子どもを問わず一律の金額を賦課することとなる。また、同法第703条の5の規定により、政令で定める基準に従って、市は7割・5割・2割軽減といった、均等割額の減額を行っているが、法定以外での均等割額の減額は認められていない。

一方で、同法第717条の規定では、市町村の長は特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認める者に限り、減免することができることになっている。

このことから、平成30年度からの賦課方式の変更等による税負担に対する激変緩和措置として、世帯の子どもの人数、被保険者の担税能力等を勘案し、均等割額の減免が必要との特別な事情が認められる場合には減免を行う制度を導入することが望ましい。

3 多子世帯に対する国民健康保険税の減免制度導入方法

上記の考え方及び法的課題に基づき、減免導入案について数パターンの試算を行い、個別のモデルケースの税額の影響等について検討を行った結果、減免制度導入については、以下のとおりとすることが適当である。

- (1) 18歳未満の子どもが2人以上いる場合であって、所得が200万円以下の世帯で、被保険者からの申請がなされたとき、2子目の均等割額を半額減免とし、3子目からの均等割額を全額減免とする。
- (2) 地方税法で規定されている低所得者への均等割額の軽減策を受けている世帯については、当該軽減策との差額を減免する。
- (3) 平成31年度から平成33年度までの3年間の激変緩和措置として導入する。
- (4) 減免の適用を受けている子どもが18歳に到達した月までを減免の対象とし、翌月以降は対象外とする。
- (5) 18歳未満であっても納税義務者及びその配偶者については、対象外とする。

おわりに

本市の国民健康保険財政については、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経緯があるが、市全体としての財政状況は非常に厳しく、法定外繰入金に依存し続けることは困難な状況にあることから、平成27年度には、国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方についてを答申し、平成29年度においては、東京都国民健康保険運営方針に基づく、「国保財政健全化計画」を策定し、平成31年度から毎年約52,000,000円の法定外繰入金を解消すべきと答申したところである。

今回は、平成31年度に東京都に納付する国保事業費納付金に必要な国民健康保険税率等について市の負担等を分析し、引き続き、国保財政の健全化を進める必要があると考え、答申を行うものである。

なお、多子世帯に対する国民健康保険税の減免については、一定の法的課題を整理し、多子世帯への経済的な負担軽減策を図る必要があることから導入が望ましいものと答申するが、引き続き、国の責任において実施するよう市として働きかけるとともに、実施するに当たっては、被保険者からの申請漏れがないよう周知徹底を図られたい。